

3. 備考欄コード

(1) 緩和事項コード(第7号様式⑧欄)

コード	基準緩和項目
001	長さ
002	幅
003	高さ
004	車両総重量
005	軸重
006	輪荷重
007	最大安定傾斜角度
008	最小回転半径
009	接地圧
010	操縦装置の配置
011	衝撃吸収かじ取り装置
012	二重安全ブレーキ
013	制動液漏れ警報装置
014	被けん引自動車の制動装置
015	けん引自動車と被けん引自動車の連結時の制動装置
016	液化石油ガス燃料装置
017	リヤオーバーハング
018	巻込防止装置
019	突入防止装置
020	インストルメントパネル
021	座席の取付装置
022	座席後面衝撃吸収
023	座席ベルト
024	座席ベルトの取付装置
025	頭部後傾抑止装置
026	乗降口
027	窓ガラス
028	騒音防止装置
029	排気管

コード	基 準 緩 和 項 目
030	車 幅 灯
031	前 部 反 射 器
032	側 方 灯
033	側 方 反 射 器
034	尾 灯
035	駐 車 灯
036	後 部 反 射 器
037	制 動 灯
038	後 退 灯
039	方 向 指 示 器
040	側 面 方 向 指 示 器
041	非 常 点 滅 表 示 灯
042	そ の 他 の 灯 火 等 の 制 限
043	非 常 信 号 用 具
044	後 写 鏡
045	直 前 障 害 物 確 認 鏡
046	直 左 障 害 物 確 認 鏡
047	洗 浄 液 噴 射 装 置
048	デ フ ロ ス タ
049	眩 惑 防 止 装 置
050	速 度 警 報 装 置
051	運 行 記 録 計
052	速 度 表 示 装 置
053	旅客自動車運送事業用自動車の乗降口
054	乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口の構造
055	乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車の通報装置
056	隣 接 軸 重
057	速 度 抑 制 装 置
058	加 速 装 置 の 自 動 解 除 装 置
059	緩 衝 装 置
060	前 面 衝 突 軽 減 車 体
061	側 面 衝 突 軽 減 車 体

コード	基 準 緩 和 項 目
062	タイヤ滑り止め溝
063	前 部 霧 灯
064	前 部 上 側 端 灯
065	後 部 霧 灯
066	後 部 上 側 端 灯
067	車室内装材難燃性
068	A B S
069	乗 車 定 員
097	除 雪 一 括 緩 和
098	一 括 緩 和

(2) 制限事項コード(第7号様式⑧9欄)

コード	保安上の制限項目
001	自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。
002	幅を表示すること。
003	高さを表示すること。
004	車両総重量を表示すること。
005	軸重を表示すること。
006	輪荷重を表示すること。
007	最小回転半径を表示すること。
008	接地圧を表示すること。
009	リヤオーバーハングを表示すること。
010	制限速度を表示すること。
017	分割可能貨物基準緩和車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。
018	被けん引自動車の後面には基準車両総重量、特区車両総重量、基準最大積載量、特区最大積載量をそれぞれ表示すること。
019	特区車両総重量で運行する場合は構造改革特別区域内に限る。
020	基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。
021	自動車の後面及びけん引自動車の運転者席には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の長さを表示すること。
022	被けん引自動車の後面には、幅を表示すること。
023	高さを表示すること。
024	車両総重量を表示すること。
025	軸重を表示すること。
026	輪荷重を表示すること。
027	けん引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること。
028	基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。
029	自動車の後面及び運転者席の運転者の見やすい箇所に当該自動車の連結時最大全長(けん引自動車の最前端部からポール最後端部までの長さ)を表示すること。
030	積載するコイル鋼の重量は、23トン以下とすること。
031	積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。
032	積載するコンテナの大きさは、長さ6.06メートル、幅2.44メートル、高さ2.44メートルとすること。
033	積載するコンテナの大きさは、長さ6.06メートル、幅2.44メートル、高さ2.59メートルとすること。
034	積載するコンテナの大きさは、長さ10.67メートル、幅2.44メートル、高さ2.61メートルとすること。
035	積載するコンテナの大きさは、長さ12.19メートル、幅2.44メートル、高さ2.59メートルとすること。

コード	保 安 上 の 制 限 項 目
036	ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ1メートル、後端をポールの荷受台中心より3メートルそれぞれこえて積載しないこと。
037	ポールの長さは、12メートル以下とすること。
038	〃 14メートル以下とすること。
039	〃 16メートル以下とすること。
040	積載するコンテナの大きさは、長さ6.06メートル、幅2.44メートル、高さ2.44メートルとし、最大積載量欄の括弧内の最大積載量は、国際海上コンテナを輸送するために運行する場合に限ること。
041	積載するコンテナの大きさは、長さ6.06メートル、幅2.44メートル、高さ2.44メートル又は2.59メートルとし、最大積載量欄の括弧内の最大積載量は、国際海上コンテナを輸送するために運行する場合に限ること。
042	積載するコンテナの大きさは、長さ10.67メートル、幅2.44メートル、高さ2.61メートルとし、最大積載量欄の括弧内の最大積載量は、国際海上コンテナを輸送するために運行する場合に限ること。
043	積載するコンテナの大きさは、長さ12.19メートル、幅2.44メートル、高さ2.59メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。
044	積載するコンテナの大きさは、長さ12.19メートル、幅2.44メートル、高さ2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。
045	積載するコンテナの大きさは、長さ12.19メートル、幅2.44メートル、高さ2.59メートル又は2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。
046	ポールの長さは、15メートル以下とすること。
047	〃 17メートル以下とすること。
048	〃 18メートル以下とすること。
049	〃 19メートル以下とすること。
050	〃 20メートル以下とすること。
051	運行速度は、5キロメートル毎時以下とすること。
052	〃 15キロメートル毎時以下とすること。
053	〃 25キロメートル毎時以下とすること。
054	〃 30キロメートル毎時以下とすること。
055	〃 5キロメートル毎時以下とすること。ただし、空車状態においては、この限りでない。
056	〃 15キロメートル毎時以下とすること。ただし、空車状態においては、この限りでない。
057	〃 25キロメートル毎時以下とすること。ただし、空車状態においては、この限りでない。
058	運行速度は、5キロメートル毎時以下とすること。ただし、空車状態においては、30キロメートル毎時以下とすること。
059	運行速度は、15キロメートル毎時以下とすること。ただし、空車状態においては、30キロメートル毎時以下とすること。
060	運行速度は、25キロメートル毎時以下とすること。ただし、空車状態においては、30キロメートル毎時以下とすること。
062	被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。

コード	保安上の制限項目
063	被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、分割可能貨物基準緩和最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。
064	けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。
065	最大積載量欄及び車両総重量欄は基準内とし、備考欄の第五輪荷重及び車両総重量は基準緩和時とする。
066	最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。
067	基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。
068	基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。
069	基準緩和の認定の有効期間の満了する日は、平成20年3月31日とする。
071	自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの近くに側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。
072	自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火(光度300カンデラ以下)を、後面には黄色の灯火(光度300カンデラ以下)をそれぞれ備えること。
073	夜間、ポールを積載して運行する際は、ポールの最前端部附近、中央部附近及び最後端部附近の両側に側方から確認できる黄色の灯火(光度300カンデラ以下)を備えること。
074	緑色の点滅灯火の点灯は、幅3メートル以上のトレーラをけん引している場合に限る。
075	自動車の両側面には、補助方向指示器を備えること。
076	連節バスの前車室及び後車室には消火器を備えること。
077	高速自動車国道等を運行しないこと。
078	自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。
079	使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行(整備等のための運行を除く。)しないこと。
080	自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。
081	舗装路を走行する際は、ゴム覆帯又は平滑覆帯を装着すること。
082	緩和事項は、草刈装置の装着時に限る。
083	〃 清掃作業時に限る。
084	〃 ロータリー除雪装置の装着時に限る。
085	〃 サイドウイングの装着時に限る。
086	〃 スノウプラウの装着時に限る。
091	運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。
092	運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。
093	運行にあたっては、認定書(写し)を携帯すること。
094	けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。
095	自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。
096	被けん引自動車の後面には、隣接軸重を表示すること。

コード	保安上の制限項目
098	後述する保安上の制限項目あり。
111	被けん引車はバン型であること。
112	被けん引車はタンク型であること。
113	被けん引車は幌枠型であること。
114	被けん引車はコンテナ用であること。
115	被けん引車は自動車の運搬用であること。
116	被けん引車はあおり型であること。
117	被けん引車は固定式スタンション型であること。
118	被けん引車は船底型であること。
121	分割可能な貨物の輸送時には、4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。
122	分割可能な貨物の輸送時には、6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。
123	分割可能な貨物の輸送時には、8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。
124	分割可能な貨物の輸送時には、10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。
125	分割可能な貨物の輸送時には、12本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。
126	警察本部長に届け出た内容に従って運行すること。
127	警察本部長からの証明の取消しを受けた場合又は警察本部長から交付された標章を返納した場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。
128	ISO国際海上コンテナに係る基準緩和の認定の有効期間の満了する日は、平成20年3月31日とする。
129	高速自動車国道等(最高速度の指定が80キロメートル毎時未満のものを含む。)を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。
130	高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。
131	60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客から確認できること。
132	自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。
133	青色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。
134	黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。
135	飛行場の設置者等からの有効な証明書を有しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。
136	緑色の点滅灯火の点灯は、認定書の記載されている積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。
137	誘導する基準緩和自動車を使用しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。

コード	保 安 上 の 制 限 項 目
138	緑色の点滅灯火の点灯は、連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。
139	ABSを作動不能とするための手動装置の使用は、道路以外の場所に限る。
140	けん引自動車の後面には分割可能貨物基準緩和最大積載量に国際海上コンテナ基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。
141	被けん引自動車は、最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するものでないこと。
142	緑色の点滅灯火の点灯は、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。
143	青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。
144	国際埠頭施設の保安巡視を行わなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。
145	運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。
146	貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。
147	被けん引自動車の車両総重量は50トン未満であること。
148	走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。
149	駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。
000	保安上の制限事項なし。

(3) 物品名コード(第7号様式⑨欄)

危険物			種別	コード	積載物品名
種別	コード	積載物品名	第六類		
				29	その他
第 四 類	01	酸化プロピレン(特殊引火物)	高圧ガス		
	02	アセトアルデヒド(")			
	03	イソプレン(")			
	04	ペンタン(")	種別	コード	積載物品名
	05	第一石油類	高 圧 ガ ス	31	液化窒素
	06	さく酸エステル		32	" 酸素
	07	ぎ酸エステル		33	" エチレン
	08	メチルエチルケトン		34	" 炭酸ガス
	09	アルコール類		35	" アンモニア
	10	ピリジン		36	" 石油ガス
	11	クロールベンゾール		37	液化塩素
	12	第二石油類		38	" 塩化ビニール
	13	第三石油類		39	毒性ガス
	14	第四石油類		49	その他
	15	動植物油類	粉粒体		
		種別	コード	積載物品名	
第 六 類	21	発煙硝酸	粉 粒 体	51	石灰石
	22	発煙硫酸		52	ソーダ灰
	23	クロールスルホン酸		53	バラセメント
	24	無水硫酸		54	フライアッシュ
	25	濃硝酸		55	小麦粉
	26	濃硫酸		56	飼料
	27	無水クロム酸		57	ビニールパウダ
	84	過塩素酸		58	カーボンブラック
	85	過酸化水素		59	その他
	86	硝酸			